

令和 3 年 8 月 2 5 日

議 案 参 考 資 料

8 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 4 5 号 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、常総市手数料条例で定める個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削る改正を行うものです。

個人番号カードの交付に係る手数料について、初回の交付手数料は無料としておりますが、紛失等による再交付の場合は手数料条例において1件800円と定めております。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる「番号法」が改正され、改正番号法の施行日である本年9月1日以後は、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、同機構は、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、当該手数料の徴収の事務について、同機構から市町村に委託することができることとなりました。

本年9月1日以後も、個人番号の交付に関する事務については、市町村がこれを行うとともに、個人番号カードの再交付を行う際に市町村が手数料を徴収することには変わりはありませんが、8月31日までは手数料条例を根拠に徴収するところ、9月1日以後は、地方公共団体情報システム機構との委託契約を根拠に徴収することとなります。

したがって、9月1日以後は、手数料条例において個人番号カードの再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなることから、冒頭に御説明のとおり、これを削る改正を行うものです。

なお、この条例は、改正番号法の施行日である9月1日前に公布し、施行させる必要があることから、本日の会議での採決をお願いするものであります。

○常総市手数料条例

平成 1 2 年 3 月 2 7 日
 条例第 2 1 号

水海道市手数料条例（昭和 4 9 年水海道市条例第 9 号）の全部を改正する。

本則 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
 （経過措置）
- 2 この条例による改正後の水海道市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

中略

附 則（平成 3 0 年条例第 4 号）

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 2 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
じょうそう市民カードの再交付	1 件につき 5 0 0 円
個人番号カードの再交付（有効期間の満了に伴う交付を除く。）	1 件につき 8 0 0 円
広域交付住民票の交付	1 件につき 3 0 0 円

◎議案第46号 常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、本年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる「番号法」の一部改正が行われたことに伴い、番号法の改正箇所を引用している規定に号ずれが生ずることから、これを措置するための改正を行うものです。

○常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月14日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法~~第19条第10号~~第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法~~第19条第7号~~第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 47 号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があってはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、原宿、小保川、若宮戸を管轄する常総市消防団第 12 分団の車両で、導入から 20 年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加しているとともに、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、一般競争入札に付し、4 者からの応札の結果、小池株式会社が 2 千 8 4 万 7 千 6 百 2 0 円で落札し、令和 3 年 7 月 29 日に仮契約を締結いたしました。

この金額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新(案)	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成29年度 (2)	水海道	第4分団	2tポンプ	横曾根新田町, 笹塚新田町, 大生郷町, 大生郷新田町, 五郎兵衛新田町, 伊左衛門新田町	H29年度
		第6分団	2tポンプ	中妻町, 三坂町	H29年度
令和元年度 (3)	石下	第13分団	2tタンク	本石下	R2年度
		第19分団	2tタンク	篠山, 蔵持, 蔵持新田	R2年度
		第23分団	2tポンプ	崎房, 孫兵エ新田, 左平太新田	R元年度
令和2年度 (2)	水海道	第3分団	2tタンク	豊岡町	R2年度
		第10分団	2tタンク	内守谷町	R2年度
令和3年度 (1)	石下	第12分団	2tタンク	原宿, 小保川, 若宮戸	H12年度
令和4年度 (2)	石下	第16分団	4tタンク	館方, 豊田	H13年度
		第18分団	2tタンク	向石下, 杉山	H13年度
令和5年度 (1)	石下	第14分団	4tタンク	新石下(六軒除く)	H12年度
令和6年度 (2)	石下	第17分団	2tタンク	本豊田, 曲田, 六軒	H15年度
		第21分団	2tタンク	古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 鴻野山新田	H15年度
令和7年度 (2)	石下	第20分団	2tタンク	国生, 岡田, 中沼	H16年度
		第22分団	2tタンク	鴻野山, 馬場, 大沢新田, 栗山新田, 馬場新田, 大沢	H16年度
令和8年度 (2)	水海道	第2分団	2tポンプ	水海道川又町, 水海道山田町, 水海道宝町, 水海道湊頭町, 水海道諏訪町	H17年度
		第11分団	2tポンプ	菅生町, 大塚戸町	H17年度
令和9年度 (2)	水海道	第7分団	2tポンプ	沖新田町, 三坂新田町, 川崎町, 上蛇町, 福二町	H19年度
		第8分団	2tポンプ	小山戸町, 中山町, 相野谷町, 新井木町, 兵町, 長助町, 箕輪町, 大崎町, 十花町, 平町, 東町	H18年度
令和10年度 (2)	水海道	第9分団	2tポンプ	坂手町	H20年度
	石下	第15分団	4tタンク	大房, 東野原, 山口, 平内, 収納谷	H14年度
令和11年度 (1)	水海道	第1分団	2tポンプ	水海道高野町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道本町, 水海道元町, 水海道橋本町, 水海道森下町, 水海道栄町	H21年度
令和12年度 (1)	水海道	第5分団	2tポンプ	羽生町, 大輪町, 花島町	H22年度

物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 消防ポンプ自動車更新事業
(2) 仕 様 仕様書のとおり
(3) 数 量 仕様書のとおり
(4) 契約金額 ¥20,847,620-
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む)
うち取引に係る消費税 ¥1,892,000-
及び地方消費税の額
(5) 納入期限 令和4年3月31日
(6) 納入場所 常総市役所
(7) 契約保証金 免除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池（株） と
が次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内
に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除
することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異
議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その
数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納
入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し
出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しな
いときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日
数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を
違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあつては、残余の契
約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは
契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ること
ができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うもの
とする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第7条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和2年7月29日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神 達 岳 志



受注者

茨城県古河市幸町1番45号

小池株式会社

代表取締役

小池裕之

◎議案第 48 号 常総市情報公開条例等の一部を改正する条例について

本案は、「デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」の公布に伴い、常総市情報公開条例及び常総市個人情報保護条例において、引用する法律の名称、条項等の整理を行うものです。

まず、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により国の個人情報保護法制が「個人情報の保護に関する法律」に一元化され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」は廃止されることから、情報公開条例及び個人情報保護条例において引用しているこれらの法律の名称、条項等を改める等の規定の整理を行うものです。

次に、「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる「番号法」の一部改正が行われたことに伴い、個人情報保護条例において、番号法の改正箇所を引用している規定の号ずれを改めるほか、情報提供等記録を訂正した場合の通知先を改める改正を行うものです。

1 常総市情報公開条例の一部改正関係

- (1) 個人情報保護法等の改廃に伴う規定の整理を行うもの
条例で引用している法律の名称等を改めるもの

2 常総市個人情報保護条例の一部改正関係

- (1) 個人情報保護法等の改廃に伴う規定の整理を行うもの
条例で引用している法律の名称等を改めるもの
- (2) 番号法の改正に伴う規定の整理を行うもの
 - ア 号ずれを改めるもの
 - イ 情報提供等記録を訂正した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるもの

○常総市情報公開条例

平成13年6月27日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、情報の公開を求める市民の権利を保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条～第6条 略

(情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（~~行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項~~[個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項](#)に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、平成13年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については整理の完了したものから適用する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

3 石下町の編入の日前に、石下町情報公開条例（平成13年石下町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成30年条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第2条（常総市個人情報保護条例第26条の2の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

○常総市個人情報保護条例

平成14年12月25日

条例第23号

目次 略

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（~~行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）~~個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）。以下「行政機関個人情報保護法個人情報保護法」という。）~~第2条第3項~~第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

- (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録であつて、実施機関が保有し、又は保有しようとするものをいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いられているものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 市立図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第 3 条～第 6 条 略

(収集の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達し得ないと認めるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。
- (8) 国、独立行政法人等（~~独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項~~[個人情報保護法第 2 条第 9 項](#)に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「国等」という。）から収集

することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、次に掲げるときを除き、要配慮個人情報を収集してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、常総市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

第 8 条～第 26 条 略

（個人情報の提供先への通知）

第 26 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、[総務大臣内閣総理大臣](#)及び番号法第 19 条第 7 号第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

以下略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の取扱いについての第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後、速やかに」とする。

3 この条例の施行の際、既に行われた又は現に行われている個人情報の収集、利用若しくは提供については、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

（石下町の編入に伴う経過措置）

4 石下町の編入の日前に、石下町個人情報保護条例（平成 15 年石下町条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成30年条例第3号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第2条（常総市個人情報保護条例第26条の2の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

- ◎議案第49号 訴えの提起について
- ◎議案第50号 訴えの提起について
- ◎議案第51号 訴えの提起について
- ◎議案第52号 訴えの提起について

議案第49号から議案第51号までの3議案につきましては、民事訴訟法の規定による支払督促の申立てに係るものです。

まず、議案第49号及び議案第50号について御説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金の借入者及びその連帯保証人ですが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものです。なお、支払督促は、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てるもので、これらの案については相手方の住所地の関係上、管轄する裁判所が異なることから個別に申し立てる必要があるものです。

次に、議案第51号について御説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金の借入者及びその連帯保証人であり、それぞれが連帯して債務を負担する義務を負っておりますが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものです。なお、本案については、管轄する裁判所が同一となることからまとめて申し立てるものです。

支払督促については、債務者がその送達を受けた日から2週間以内に民事訴訟法の規定による督促異議の申立てをしない場合等にあつては支払督促が確定判決と同一の効力を有することとなり強制執行をすることができることとなりますが、この期間内に督促異議の申立てがなされた場合にあつては同法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされ、通常訴訟に移行することとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となることから、あらかじめ議会の議決を求めるものです。

次に、議案第52号について御説明いたします。

本案は、住宅資金貸付金の借入者（故人）の法定相続人4名を被告として住宅資金貸付金に係る貸金返還請求の訴訟を提起するものです。

支払督促は、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てるものですが、適法な督促異議の申立てにより通常訴訟に移行すると、訴訟

は、当該裁判所書記官の所属する簡易裁判所等で行われることとなります。

本件については、債務者が4名と多数であり、また、それぞれの住所地が異なるとともに、一部の債務者の住所が遠方であることから、効率性、費用対効果等を考慮し、支払督促の申立てではなく訴訟の提起を行うことといたしますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いいたします。

◎議案第53号 常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

本案は、常総市体育協会の名称が常総市スポーツ協会へと変更されたことから規定中の字句を改めるものです。

○常総市健康づくり推進協議会設置条例

平成17年12月28日

条例第103号

(設置)

第1条 市民の生涯を通じての健康づくりを推進するための施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として、常総市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 検診、診査及び予防に関すること。
- (2) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 保健指導及び衛生知識の普及に関すること。
- (4) 栄養指導に関すること。
- (5) 老人保健事業の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長はつくば保健所長をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会文教厚生委員長
- (2) 教育長
- (3) 保健衛生部長
- (4) 市嘱託医
- (5) 市嘱託歯科医
- (6) 市学校薬剤師
- (7) 市国民健康保険運営協議会の代表
- (8) 市シルバークラブ連絡協議会の代表
- (9) [市体育協会](#)[市スポーツ協会](#)の代表

第4条～第6条 略

(幹事会)

第7条 協議会の任務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事は委員のうちから会長が任命し、又は委嘱し、幹事長は保健衛生部長をもって充てる。

3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集して主宰する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市職員、県職員、市嘱託医、市嘱託歯科医、市学校薬剤師及び学識経験者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康づくりの推進を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、第3条第2項中「常総保健所長」とあるのは「水海道保健所長」とする。

附 則 (令和元年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第54号 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例について

本案は、かねてより推進してまいりましたアグリサイエンスバレー事業において、常総インターチェンジ周辺という新しい玄関口の効果を地域経済の活性化につなげる拠点施設「道の駅」の令和5年3月開業に向けて整備を進めていることから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、その設置及び管理に関する条例を制定しようとするものです。

道の駅整備事業の進捗状況は、本年5月定例会議において財産（道の駅事業用地）の取得について議決をいただいたところでございますが、今回は、当該地に道の駅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とします。条例の主な内容につきましては、施設の名称及び位置、施設構成や事業内容、指定管理者による管理と業務範囲などとし、本条例の施行に関し必要な事項は、今後、規則で定めることといたします。

■ 敷地概要

○ 敷地条件

項目		内容			
1) 所在	○地番	茨城県常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内保留地6街区3画地 外			
2) 敷地面積	○面積	20,000 m ²			
3) 接道状況	○公道・私道の種別	北	東	南	西
		市道	市道	市道	国道294号
		法42条1項 1号道路	法42条1項 1号道路	法42条1項 2号道路	法42条1項 1号道路
	○都市計画道路の有無	・あり ○なし			
4) 地域地区	○都市計画区域	○区域内 ・区域外			
	○市街化区域等	○市街化区域 ・市街化調整区域 未線引区域			
	○用途地域	○指定あり ・指定なし (準工業地域)			
	○防火地域 (法61条～法67条)	・防火地域 ・準防火地域 ○指定なし			
	○法22条地域	○該当 ・非該当			
	○その他の地域区域	・水海道都市計画区域			
5) 建ぺい率・ 容積率	○建ぺい率	(60) %			
	○容積率	(200) %			
6) 高さ規制	○斜線制限	北	東	南	西
		道路斜線 20m+1.5L	道路斜線(一部隣地) 20m+1.5L, 31m+2.5L	道路斜線 20m+1.5L	道路斜線 20m+1.5L
	○高さ制限	・なし			
	○日影制限	・敷地境界から 10m超(3)時間 ・敷地境界から 5m超 10m以内(5)時間 ・測定面の高さ 4.0m			
7) 自然環境	○気温	[月平均最低気温] (5.2) °C [月平均最高気温] (27.8) °C			

○ 案内図



■ 配置・動線計画

○ 建物概要

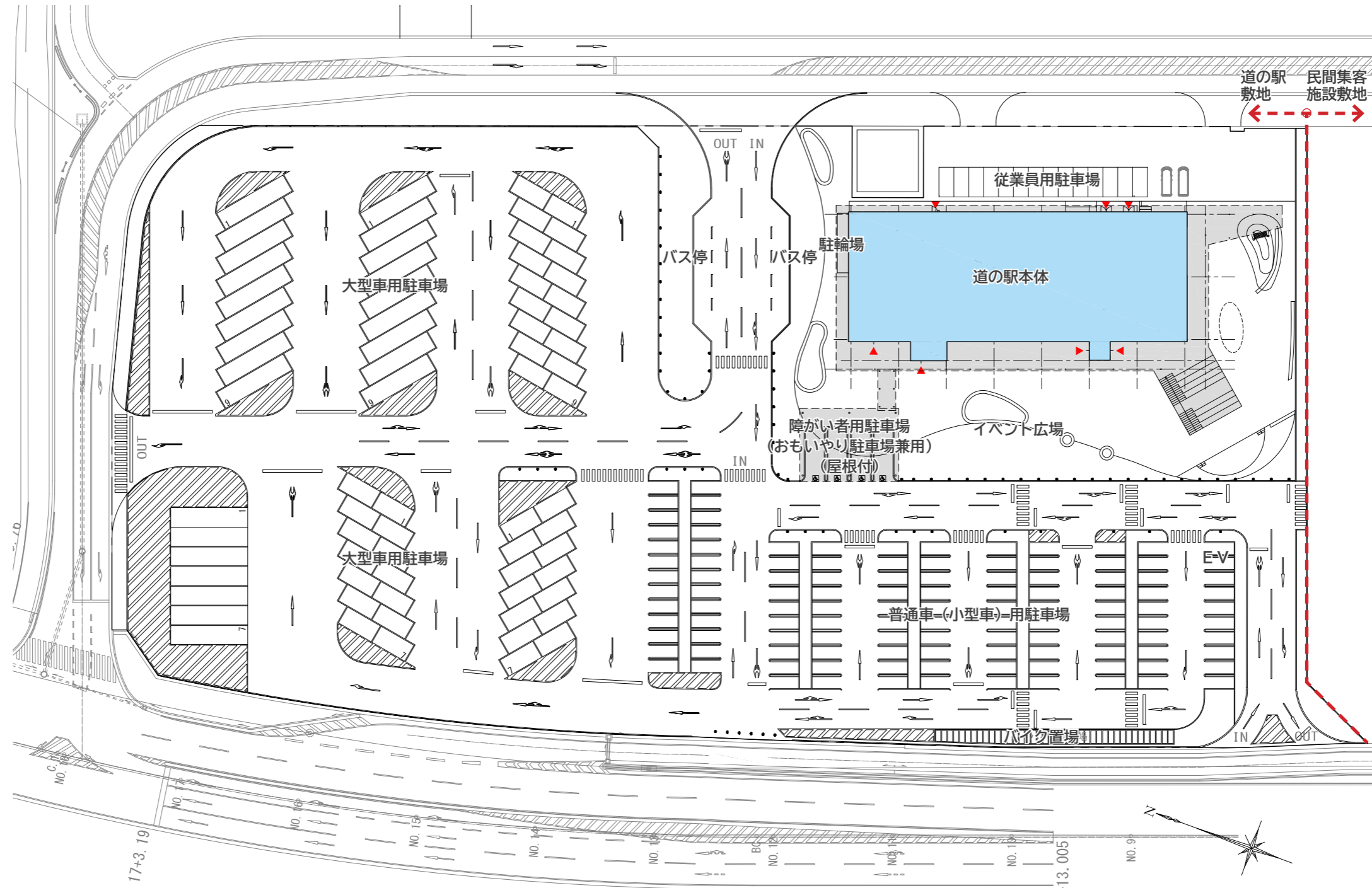
建物名	建物種別	構造	階数	延床面積 (m ²)	用途	防耐火
道の駅本体	新築	鉄骨造	2	1,955.83	地域振興交流施設	準耐火建築物 (□-2)
障がい者用駐車場	新築	鉄骨造	1	自動車車庫	準耐火建築物 (□-2)	

※建物概要については、今後の実施設計の中で変わる可能性があります。

○ 駐車台数

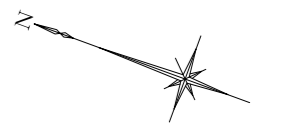
大型車用	48台 (25台)
小型車用	114台 (160台)
障がい者用 (おもいやり駐車場兼用)	4台
E V車	2台

※ () 内は大型車・小型車併用マスを小型車マスとして計上した場合。

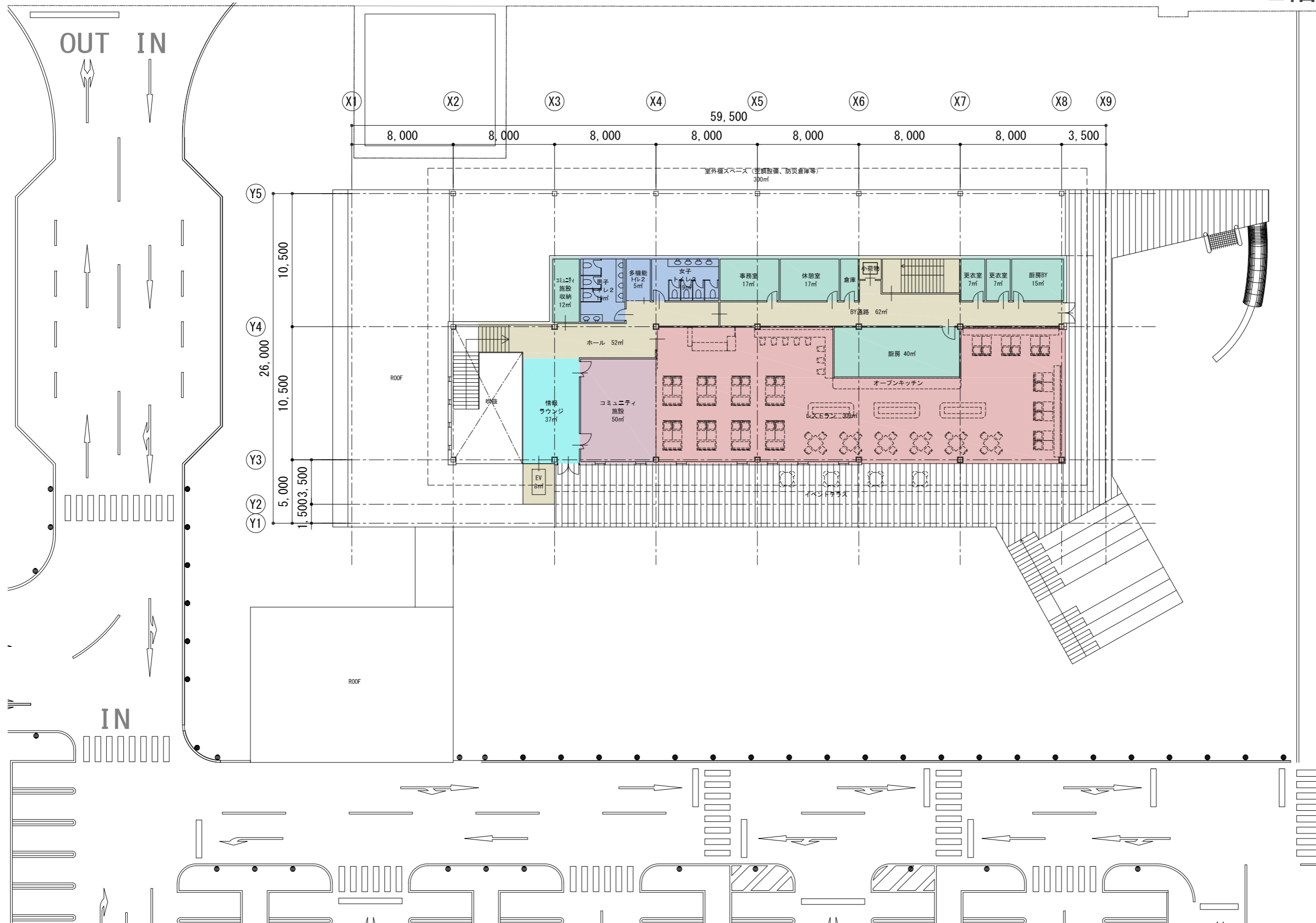


1階平面図 S=1/300

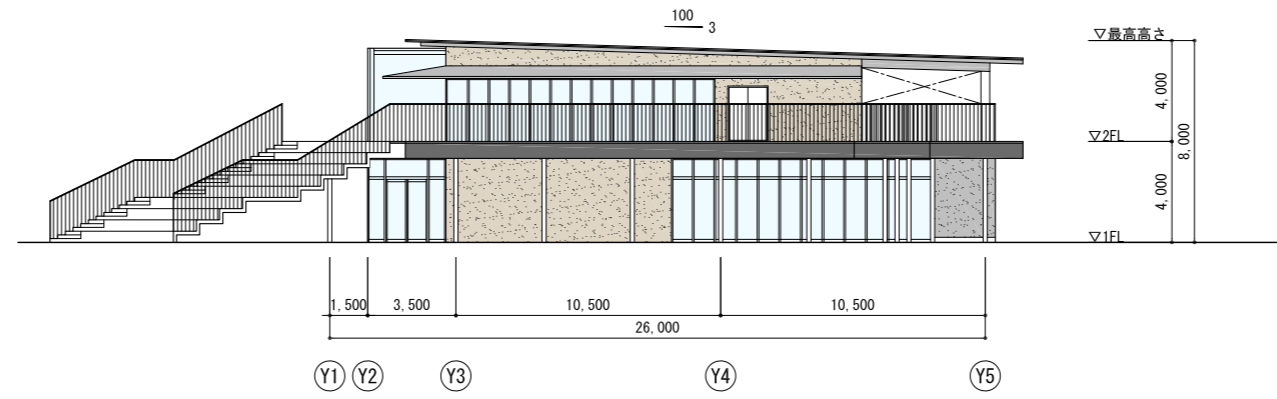
(床面積：1,253 m²)



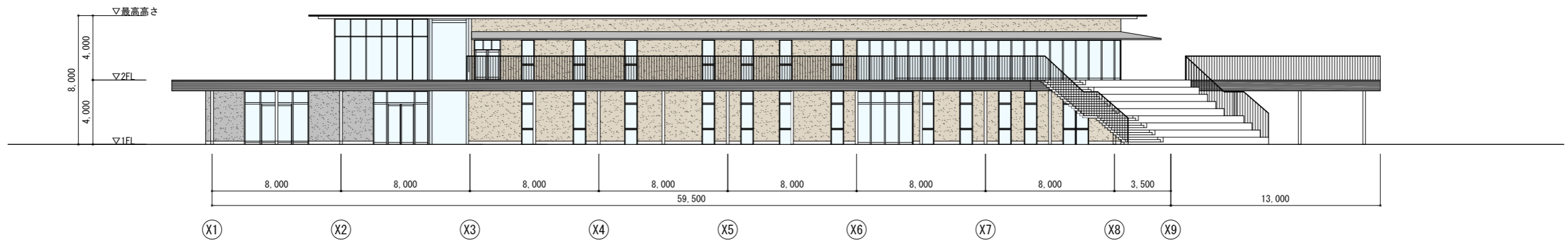
2階平面図 S=1/300
 (床面積：702 m²)



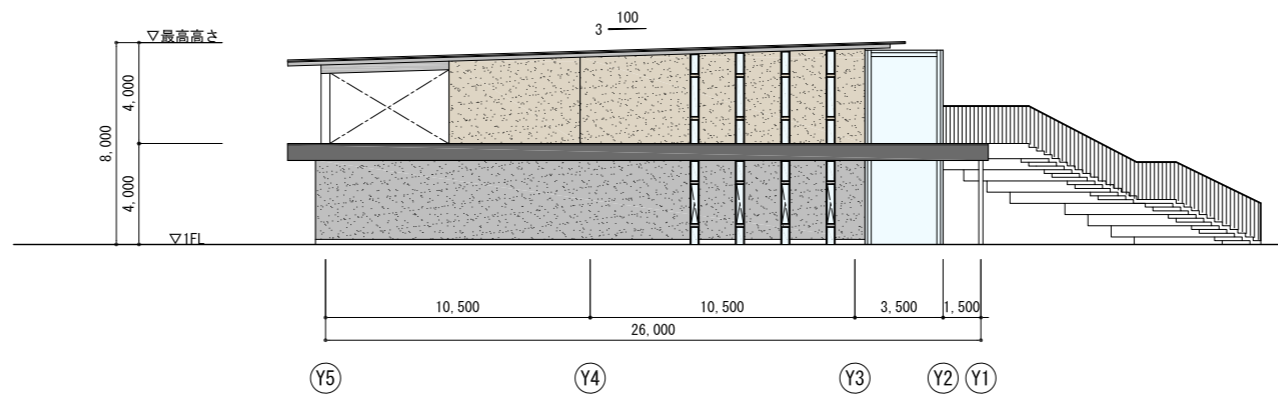
■ 立面計画



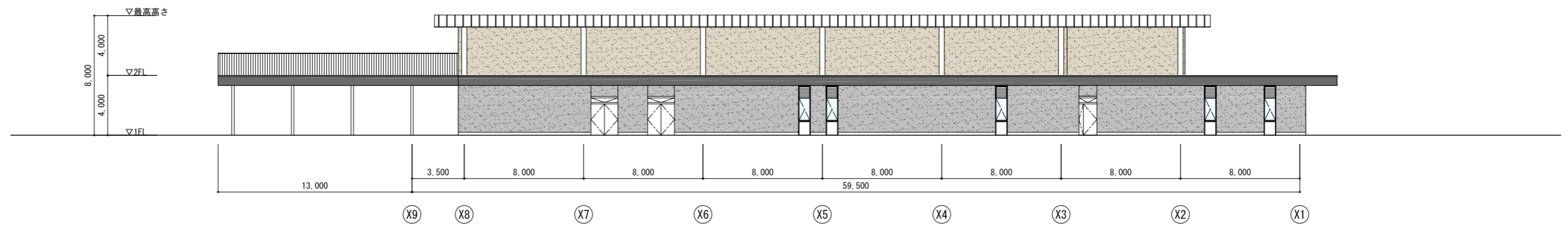
【南側立面図】



【西側立面図】



【北側立面図】



【東側立面図】

■ 外観コンセプト

○賑わいのランドマークとしての道の駅

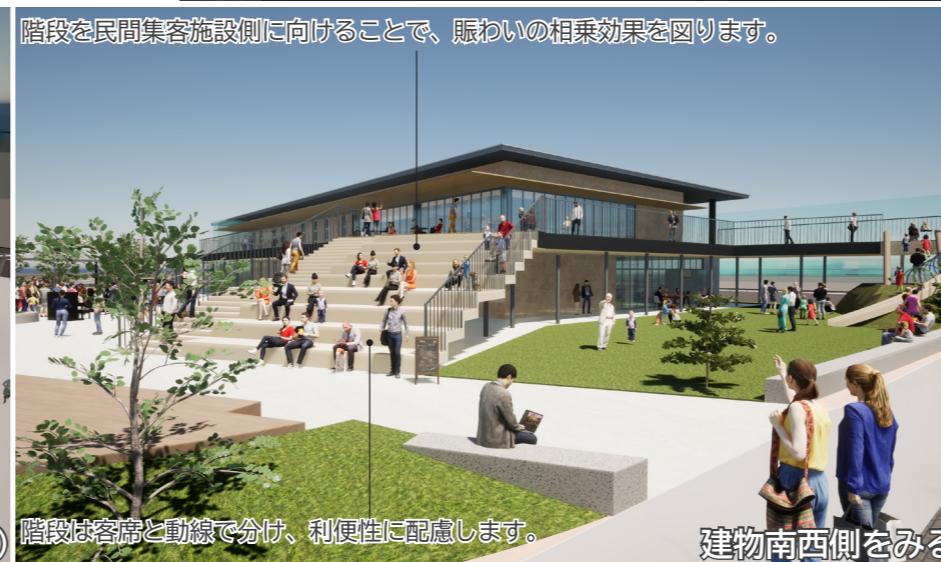
敷地は、常総 I C と国道 294 号に隣接して位置し、常総市の玄関口と言えます。本計画では、周囲の主要道路からのアイキャッチとなるようなランドマークとしての道の駅を目指します。

○周辺環境への配慮

- ・周囲の田園風景に馴染むような水平ラインを基調としたデザインとしました。
- ・民間集客施設をはじめとする周辺施設と一体的な賑わいや繋がりが感じられる外観を目指します。

○利便性の向上

- ・北西側のメインエントランスには障がい者用駐車場への連続した屋根を設け、雨に濡れずにアクセスできる計画としています。



○議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例

昭和39年12月26日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号及び第244条の2第2項に規定する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な公の施設)

第2条 法第96条第1項第11号の条例で定める重要な公の施設は、別表第1に、同号の条例で定める長期かつ独占的な利用は、別表第2に掲げるとおりとする。

(特に重要な公の施設)

第3条 法第244条の2第2項の条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものは、別表第3に、同項の条例で定める長期かつ独占的な利用又は廃止は、別表第4に掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

中略

附 則（平成31年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第2条関係）

重要な公の施設

- (1) 斎場
- (2) 公民館
- (3) 集会所
- (4) 図書館
- (5) 社会体育施設

- (6) 公園
- (7) 児童館
- (8) 自然休養村施設
- (9) 保健センター
- (10) 福祉会館
- (11) 隣保館
- (12) 心身障害者福祉センター
- (13) 生涯学習センター
- (14) 風土博物館
- (15) 児童デイサービスセンター
- (16) 総合福祉センター
- (17) 文化センター
- (18) 民俗資料館
- (19) 地域交流センター
- (20) 市民コミュニティホール
- (21) 道の駅地域振興施設

別表第2（第2条関係）

長期かつ独占的な利用

別表第1に掲げる公の施設について1年以上の期間にわたり、かつ、独占的な利用をさせること。

別表第3（第3条関係）

特に重要な公の施設

- (1) 水道事業施設
- (2) 下水道事業施設

別表第4（第3条関係）

長期かつ独占的な利用又は廃止

別表第3に掲げる公の施設について、1年以上にわたり、かつ、独占的な利用をさせ、又は廃止すること。

○常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例

平成20年3月28日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等による公共施設の使用を制限することにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 法第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則等に定める施設をいう。

(使用の制限)

第3条 市は、当該公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

- 2 市は、既に公共施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（平成30年条例第33号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年水海道市条例第 9 号）

2～20 略

21 常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 150 号）

22 常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 159 号）

23 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年常総市条例第 号）

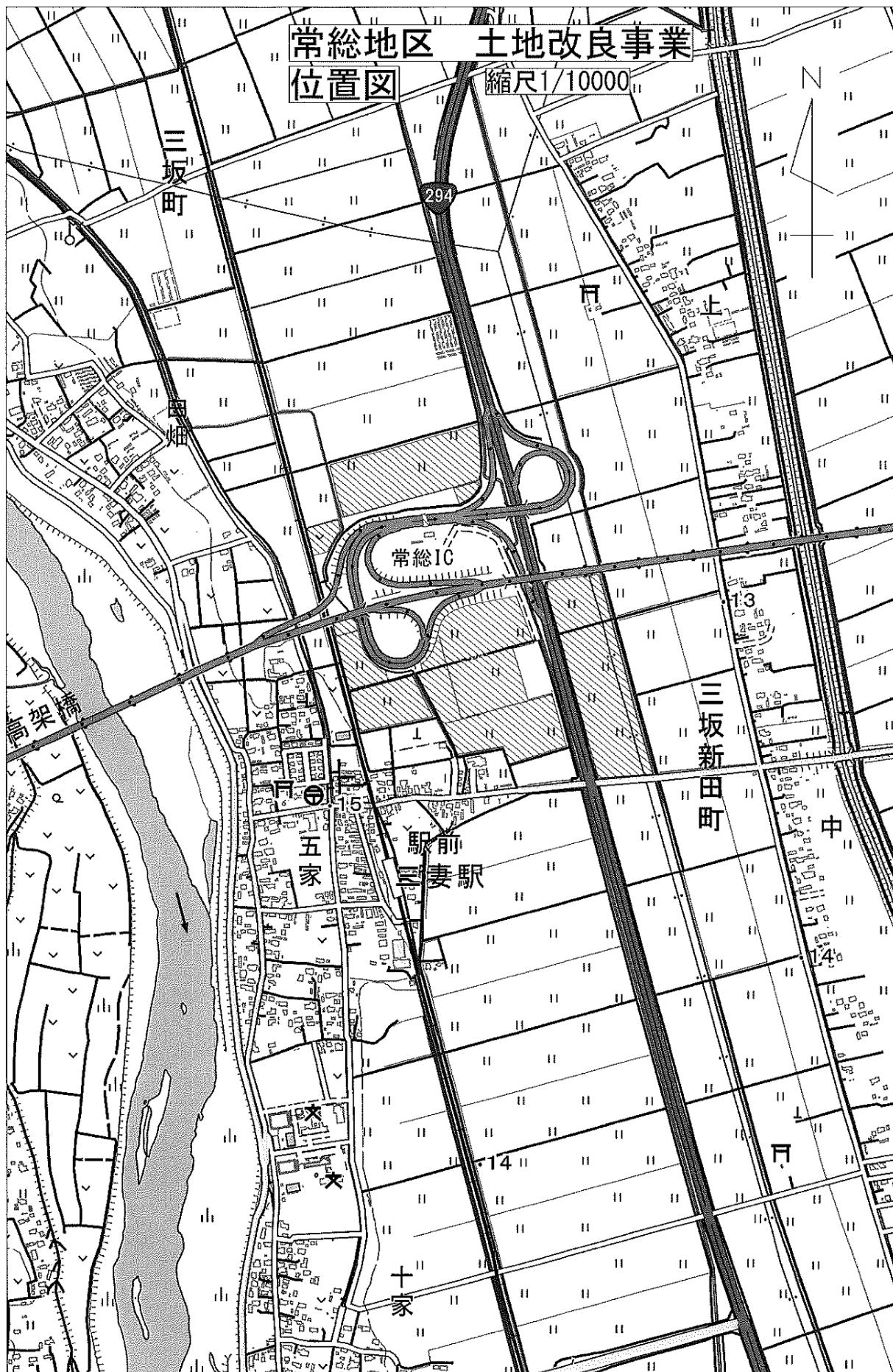
~~23~~ 24 常総市庁舎等管理保全規則（昭和 38 年水海道市規則第 8 号）

◎議案第55号 土地改良法による土地改良事業施行に伴う字の区域の一部変更
について

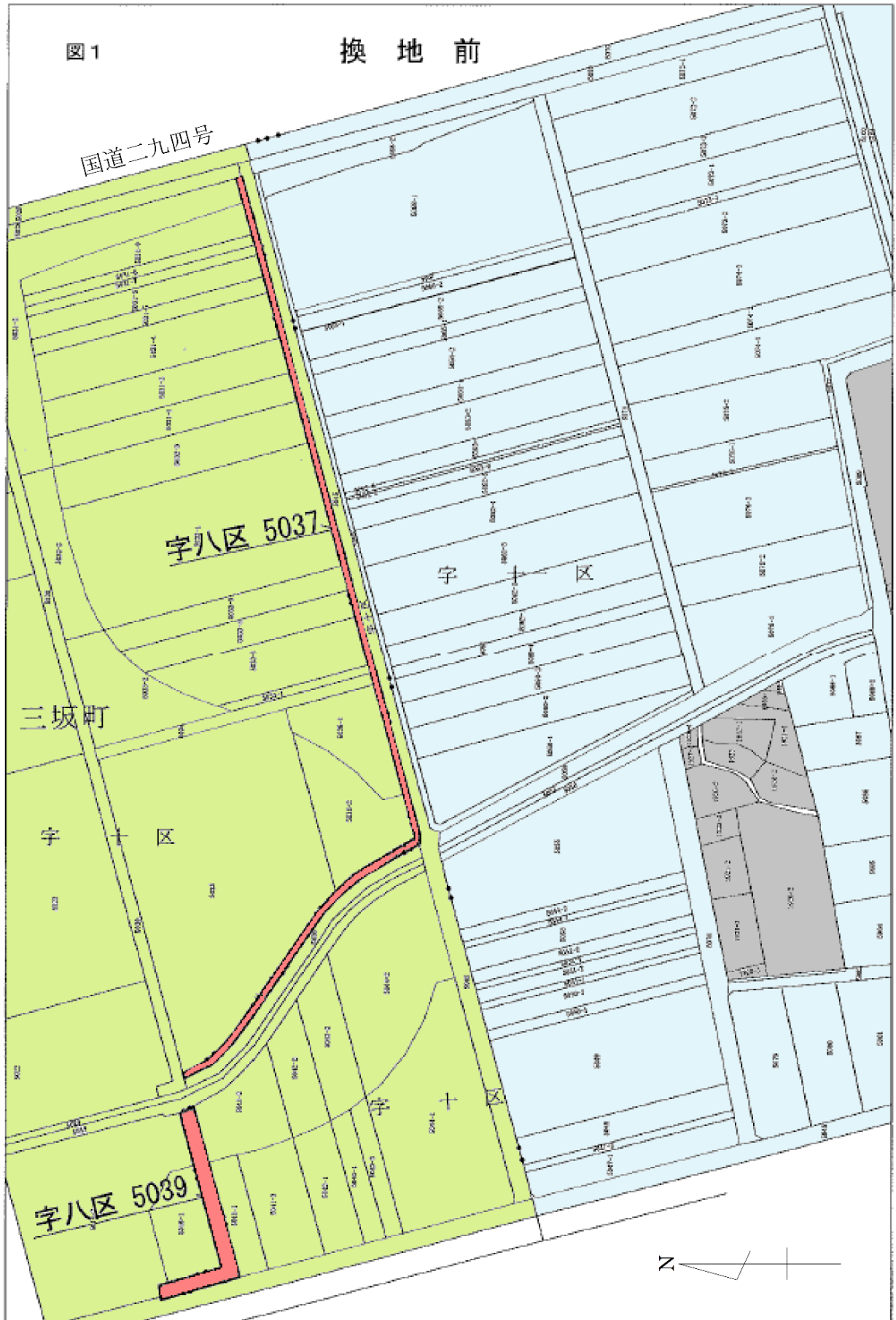
本案は、本市が施行する市営土地改良事業に伴い、三坂町地内の字の区域を変更しようとするものです。

市営土地改良事業常総地区につきましては、三坂町字八区、十区、十一区及び三坂新田町字向田地内における約14ヘクタールの水田、普通畑等の土地改良を行うもので、令和2年9月から事業に着手し、令和3年3月に全ての工事が完了しました。今後は、令和4年度中に換地処分が予定されております。

このため、換地処分に先立ちまして、字界を換地後の土地の境界に整合させる必要があることから、変更調書のとおり字の区域を変更することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いいたします。









◎議案第56号 指定管理者の指定について

水海道あすなろの里ロッジ棟及びキャンプ場における指定管理者につきましては、令和3年2月定例議会において、水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議決を受け、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募により選定を進めてまいりました結果、株式会社Recampを指定候補者として決定いたしました。

つきましては、水海道あすなろの里ロッジ棟及びキャンプ場の指定管理者として株式会社Recampを指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1 選定理由

この事業者は、国内に13か所のキャンプ場の運営実績があることから、平日や閑散期の活用方法など利用者ニーズのデータを分析し、キャンプ場の運営のみではなく、地域の周辺の魅力を発見し、自然を活用した体験事業を楽しむ場づくりとして、それぞれの運営施設において、地域の強みを活かした取り組みを行っております。

今回の提案では、キャンプとは別の事業を合わせた、菅生沼でのSUP、カヌー体験、環境保全事業としまして菅生沼周辺でのジョギングとゴミ拾いを合わせた体験活動など、様々な地域資源との調和を取り込んだ活用を提案しております。

また、単なるキャンプ場にとどまらず、季節に応じた様々なイベントの開催や、現在のロッジ棟をリノベーションし、初心者でも楽しめる手ぶらで宿泊できるサイトや電源が使えるオートキャンプなどエリアごとの整備を行う予定でおります。

このことにより、キャンプ場に関わる利用料金に付加した収益の増が見込めることや民間運営となることで、施設の維持管理費の削減ができるようになります。

今後、施設全体はもとより、様々な施設や地域との連携を重要視していることから、市への波及効果も期待できると同時に、更なる集客増につながるニーズの高い施設に生まれ変わるものと考えております。

2 株式会社Recampの運営実績（令和3年6月現在）

<p>株式会社Recampは「キャンプ場の企画開発運営を通じて、日本の地域の活性化を行う」ことを目的に2019年4月に設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RECAMPしょうなん（千葉県柏市） ・日川浜オートキャンプ場（茨城県神栖町） ・RECAMPおだわら（神奈川県小田原市） ・RECAMPりんくう（大阪府泉南市） ・RECAMP砂湯（北海道庁） ・RECAMP和琴（環境省） ・RECAMP摩周（弟子屈町）その他6施設を運営
--

3 候補者の選定に係る経過

期 日	内 容
令和3年3月17日	水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部改正の議決
同年4月28日	指定管理者の候補者を選定するため、常総市プロポーザル方式実施要綱に基づき、選定委員会を設置（委員8名とアドバイザー2名の組織構成）
同年4月28日	公募開始（ホームページ等に掲載）
同年4月28日～ 6月11日	申請期間（株式会社Recamp, 他4者から申請）
同年6月18日	選定委員会による一次審査（書類において3者を選定）
同年7月9日	選定委員会による二次審査（提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査にて1者を選定） (1) 株式会社Recamp（指定管理候補者）
同年8月	指定管理者の指定を議会に上程

4 今後の予定

期 日	内 容
令和3年10月	指定管理に関する協定の締結予定
令和3年11月	水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部改正の上程
令和4年4月	指定管理の開始予定